

第6章 要配慮者対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 避難行動への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会 江戸川区ケアマネジャー協会・ 江戸川区相談支援連絡協議会等
第2節 避難生活への支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会
第3節 福祉避難所での支援	福祉部、子ども家庭部、健康部	(福)江戸川区社会福祉協議会

■自助・共助の役割

区民	・家族の要配慮者の安否確認、避難誘導に関すること
自主防災組織等	・地域の要配慮者の安否確認、避難誘導に関すること ・避難生活時における要配慮者への情報伝達、介助、見守り等の支援に関すること
事業所等	・個別避難計画の作成支援に関すること

■対策の前提と課題

- 都の被害想定では、要配慮者の死者が411人と予想されている。迅速な救助のための安否確認等が必要である。
- 区内には、要配慮者となる高齢者や要介護者（75歳以上で単身、熟年者のみ及び要介護認定3、4、5など）が約54,000名、身体障害者（肢体不自由、視覚・聴覚障害の身体障害者手帳所持者）が約11,800名、知的障害者（愛の手帳所持者）が約5,300名、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が約8,000名居住しており、避難誘導や避難所生活での支援が必要となる。
- 区では災害時に優先的に避難行動に支援を必要とする方を避難行動要支援者と定め（対象要件は下表のとおり）、区内管轄警察署及び消防署等と協力し避難支援を行う。

種 別	要 件（施設等に入所・入居している方は除く）
(1) 高齢者等(要介護者：40歳～64歳の要介護者を含む) 〔約8,850名〕	・要介護4から5までの認定を受けている方 ・要介護3の単身者又は65歳以上のみの世帯に該当する方 ・要介護1から2までの単身者の方
(2) 身体障害者(肢体不自由) 〔約2,700名〕	身体障害者障害程度等級表の肢体不自由の程度が次に該当する方 ・1級から2級 ・下肢、体幹又は移動機能障害において3級
(3) 身体障害者(視覚障害) 〔約300名〕	身体障害者障害程度等級表の視覚障害の程度等が次に該当する方 ・1級から2級で単身者又は障害者（未成年者含む）のみの世帯
(4) 知的障害者 〔約1,000名〕	・愛の手帳交付を受けた1度から2度に該当する方 ・愛の手帳交付を受けた3度の単身者の方
(5) 精神障害者 〔約1,700名〕	・精神障害者保健福祉手帳1級から2級の単身者の方
(6) 難病患者等 〔約50名〕	・(1)から(5)に該当しない方のうち障害福祉サービスを受けている難病患者の方 ・恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の方 ・在宅人工呼吸器使用患者の方

※ その他江戸川区長が特に必要と認めた方。人数は令和5年4月1日現在。

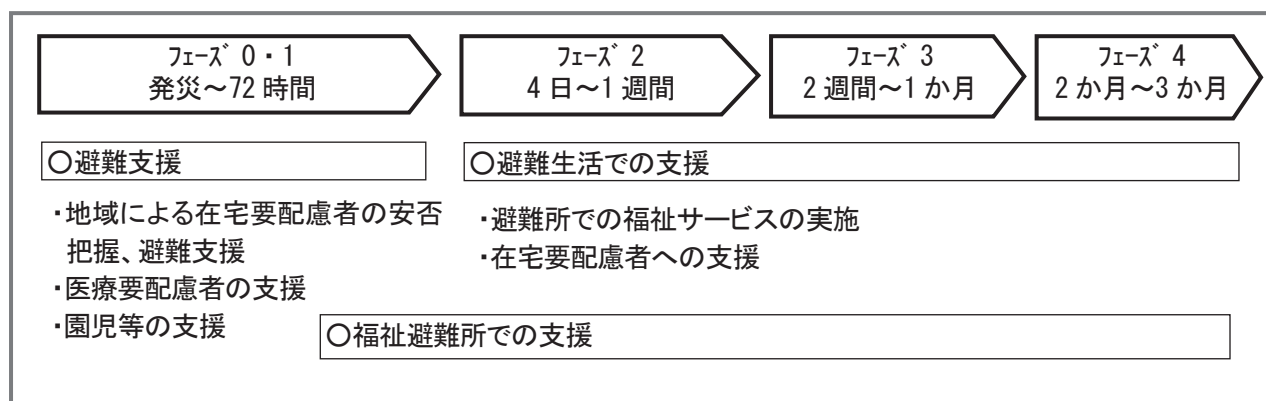
■対策の現状

- 区では、警察及び消防機関と避難行動要支援者情報の共有を図っているが、個人情報保護の観点からその活用には十分な配慮が必要である。
- 今後、個人情報保護に配慮しながら、地域（町会・自治会等）、民生・児童委員や（福）江戸川区社会福祉協議会等の社会福祉関係者と情報の連携を図り、有効な支援体制を構築する。

■対策の方針

- 発災直後の救護・避難誘導は、自助・共助として地域が中心となっていく。
- 特に配慮が必要な避難行動要支援者については、福祉避難所を予め指定し、直接避難できる体制とする。
- 医療支援が必要な要配慮者に対しては、保健師等が状況確認や医療機関への搬送手配など、必要に応じた支援を実施する。

■対策の流れ



第1節 避難行動への支援

1 在宅要配慮者の支援

民生・児童委員、自主防災組織及び町会・自治会は、在宅の要配慮者の安否を確認し、避難が必要な場合は、最寄りの避難所まで避難を支援する。

区は、要配慮者調査班を設置して、避難所等において避難行動要支援者名簿を支援者に提供し、安否確認を依頼する。安否確認をした者から状況を把握し、行方不明者の救助、歩行困難者の搬送など、必要な支援対策を実施する。

2 医療要配慮者の支援

区は、在宅難病患者、在宅人工呼吸器使用者、透析患者、妊産婦・新生児、精神障害者等の医療要配慮者に必要な支援を行う。

(1) 在宅人工呼吸器使用者

災害時個別支援計画に基づいて定めた関係者と連携して状況を確認し、安全を確保した上でできるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。また、必要に応じて医療機関等への搬送手配を行う。

(2) 妊産婦・新生児等

避難所等で状況を把握し、必要に応じて医療機関に繋ぐ。

(3) 精神障害者

名簿等に基づいて保健師等が状況を確認し、必要に応じて医療機関等に繋ぐ。

3 園児等への支援

区立保育園及び区立幼稚園は、園児の安全を確保し、保護者に引き渡すまで園で保護することを原則とする。園での保護が困難となった場合は、避難所等に移動する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は同様の対応を園に要請する。

一時保護所は、入所している児童の安全を確保するとともに、児童の安否を児童相談所長に報告する。外出等により安否が確認できない場合は、外出先等に連絡又は訪問するなどして確認する。

保育ママは、預かっている幼児の安全を確保するとともに、安否を安否情報確認システムにより区に報告する。区は、安否が確認できない場合は、訪問等により状況を確認する。

第2節 避難生活への支援

1 避難所生活者への支援

区は、各避難所の要配慮者の実態を調査する。調査に基づき、関係機関・団体と協力して、要配慮者に配慮した生活環境の確保、補装具・日常生活用具の支給、援助者の派遣、介護・入浴等の福祉サービスを実施する。

2 在宅避難者への支援

区は、民生・児童委員、福祉サービス事業所等と連携して、在宅の要配慮者の実態を調査する。調査に基づき、関係機関・団体と協力して、情報提供、見守りネットワーク、生活支援、福祉サービスの提供、巡回訪問等の日常生活の支援を実施する。

第3節 福祉避難所での支援

区は、福祉施設等に福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者などを受入れ、要配慮者などの特性に合わせた生活支援を実施する。

要配慮者管理班は、支援に必要な物資及び人員の確保等、福祉避難所の管理を行う。

〈福祉避難所での支援例〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉避難所の整備（必要に応じ段差の解消、手すり、パーテーション等の設置、冷暖房の確保） ② 情報伝達手段（掲示板の設置、手話通訳者等）の確保 ③ 福祉避難所の開設、受入れ開始 ④ 避難者への健康管理（専門家によるカウンセリングや巡回相談等） ⑤ 避難所内相談窓口の設置（要介護認定申請、生活支援サービスの申請等） ⑥ 食料・飲料水の確保（要配慮者に配慮したやわらかい食べ物等） 等 |
|---|

■今後の課題

発災時に迅速な支援を行うため、民生・児童委員、町会・自治会、自主防災組織はあらかじめ避難行動要支援者の情報を把握しておき、支援態勢を確立しておく必要があるが、そのための避難行動要支援者名簿の管理・活用方法が課題である。

第7章 帰宅困難者対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 駅周辺での混乱防止	経営企画部、都市開発部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）
第2節 事業所等における対策		
第3節 帰宅困難者の代替輸送	都市開発部	国、都
第4節 徒歩帰宅者への支援	経営企画部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	・従業員、利用者の施設内への一時滞在に関すること ・従業員、利用者への備蓄食料、飲料水、物資の供給に関すること ・従業員、利用者への交通情報等の伝達等、帰宅支援情報の提供に関すること
帰宅困難者	・一時滞在施設における運営や要配慮者の介助に関すること

■対策の前提と課題

- 都の被害想定では、区で46,192人の帰宅困難者が予想されている。
- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会は「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定し、一定期間内はむやみに帰宅しないよう、個人・事業所、行政が取り組むべき基本事項を定めている。
- 都は「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、個人・事業所、行政の役割に応じた帰宅困難者対策への取組を定めている。
- 都の地域防災計画では、発災後概ね4日目から帰宅を開始する想定となっている。

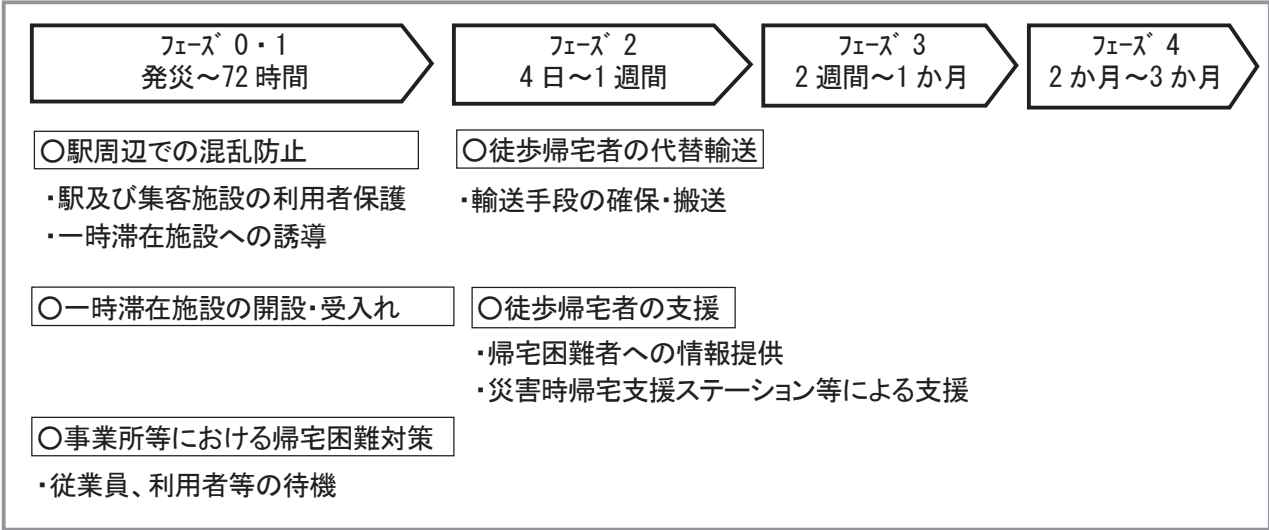
■対策の現状

- 区では、東京都帰宅困難者対策条例、帰宅困難者の心得10か条等を周知している。
- また、一時滞在施設の確保に努めているが、約28万人の避難者を収容する必要があり、事業所内での滞留が必要な状況となっている。

■対策の方針

- 事業所、集客施設等は、従業員、利用者を待機させるよう努めることを基本とする。
- 鉄道事業者は、交通情報及び一時滞在施設の情報を帰宅困難者へ提供し、一時滞在施設への誘導を行う。
- 区は、一時滞在施設を開設し帰宅困難者を受け入れる。
- 区及び関係機関は、都心からの徒歩帰宅者に対し情報提供などで円滑な帰宅を支援する。

■対策の流れ



第1節 駅周辺での混乱防止

1 駅及び大規模集客施設における利用者保護

鉄道事業者及び大規模集客施設の管理者は、利用者を施設内の安全な場所に待機させ、情報提供などの支援を行う。施設内で待機させることが困難な場合は、一時滞在施設等への誘導を行う。

なお、要配慮者については、区等と連携してできる限りの措置をとる。

2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

(1) 情報の収集

各駅（鉄道事業者）及びバス事業者は、利用者保護や駅前滞留者の状況を区に連絡する。区は、都・警察・消防と連携して交通情報・滞留者発生状況・周辺被害情報を収集する。

(2) 一時滞在施設の開設

区は、駅周辺及び幹線道路沿いを中心とした施設（区立小・中学校等、避難所補完施設、協定施設）に一時滞在施設を開設する。開設した場合は、区災害対策本部に連絡する。

(3) 誘導に関する情報提供

区は、一時滞在施設の開設状況や空き状況、周辺被害情報を関係機関（鉄道事業者、警察、バス事業者）に提供する。

(4) 一時滞在施設への誘導

鉄道事業者、バス事業者、警察等は、一時滞在施設に滞留者等を誘導する。

区は、一時滞在施設が満員になり新たな帰宅困難者の受入れが困難となった場合、関係機関と連携して他の一時滞在施設へ誘導する。

(5) 帰宅困難者の協力

帰宅困難者のうち活動できる者は、一時滞在施設に滞在する間、種々の救援・救護活動に協力するよう努める。

第2節 事業所等における対策

事業所、学校等は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会のガイドライン等に従い従業員や生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行い、周辺の安全を確認したうえで、施設内または他の安全な場所に待機させる。（一斉帰宅の抑制）

第3節 帰宅困難者の代替輸送

帰宅困難者は、発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。

しかし、首都直下地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道などの公共交通機関が不通になることが想定されるため、徒歩による帰宅が難しい帰宅困難者に対し、代替輸送機関による搬送が必要となる。

1 鉄道運行情報等の提供

都は、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて広報する。

区は、都や鉄道事業者などからの情報を受け、一時滞在施設の滞在者に対し、利用可能な交通機関の情報を提供する。

2 代替輸送手段の確保

区は、国、都、バス事業者などが確保した代替輸送手段の情報を受け、一時滞在施設の滞在者に対し、代替輸送を受けられる場所の情報を提供して帰宅を支援する。

なお、要配慮者については、都の対応に合わせた誘導などの配慮を行う。

第4節 徒歩帰宅者への支援

帰宅に際しては、公共交通機関の輸送に限りがあるため、徒歩による帰宅が原則となる。

1 区の支援

区施設や避難所は立ち寄る徒歩帰宅者に対し、業務に支障のない範囲で、飲料水・トイレ・把握している情報などを提供する。

2 関係機関の支援

都は、帰宅支援の対象道路として策定した16路線（資料編を参照。区内では蔵前橋通り・環状七号線が指定されている。）を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、東京都防災ホームページなどを活用して提供する。

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

日本郵便（株）は、集配郵便局において、情報提供、休憩所として飲料水、トイレ等の提供を行う。